

第1回 栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員会

会議録

1. 第1回委員会 開催概要

- 開催日時 : 令和3年11月2日(火) 午前9時30分から
開催場所 : ニューみくら302(栃木県宇都宮市昭和1丁目3-6)
議案等 : (1) 事業発案に係るサウンディング調査の実施計画について
(2) 公園利用に係るアンケート調査の実施計画について
(3) 民間活力導入に係る公園の評価について

2. 出席者

栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員5名

- ・青木 章彦 委員長
- ・熊倉 一臣 委員
- ・中村 祐司 委員
- ・福田 栄 委員
- ・町田 誠 委員

事務局

- ・笹沼 政行
- ・浜野 勝
- ・河野 晴美

傍聴者(2名)

会議録

(事務局)

まもなく開会となりますが、開会の前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配布資料一覧をご覧ください。

次第、委員会名簿、栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員会規約の3種類がホチキス留めされてひとつの資料としてお配りしております。また、資料一覧、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4-1、資料4-2、資料5の8種類について、やはりホチキス留めされてふたつ目の資料として、さらに、参考として、国土交通省が出しておりますカラーの「都市公園における官民連携の推進」の資料を、あらかじめお配りしております。

御確認いただきまして、過不足がございましたら事務局までお申し出をいただきたいと思ひます。

続きまして、傍聴されている皆様に御案内いたします。

受付の際にお配りした傍聴要領を御覧いただき、委員会の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、写真撮影等につきましても、委員会の円滑な進行のため議事に入る前までとさせていただきますので、ご了承ください。

(事務局)

それでは、ただいまから第1回都市公園民間活力導入基本構想策定委員会を開会いたします。

本日の進行役も務めさせていただきます事務局の栃木県公園事務所 工務管理課長 浜野と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに開会にあたりまして、栃木県公園事務所長の笹沼から挨拶申し上げます。

(公園事務所長)

皆様、おはようございます。

栃木県公園事務所の笹沼でございます。

第1回 栃木県 都市公園 民間活力導入 基本構想 策定委員会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

はじめに、委員の皆様方におかれましては、公私とも大変ご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、委員へのご就任に際しましては、快くご承諾いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、本県では、昭和27年に宇都宮市にあります栃木県総合運動公園の開設にはじまり、これまでに合計9箇所の都市公園を整備し、管理運営を行ってまいりました。

ご案内のとおり、都市公園は、レクリエーション活動空間としてのほか、景観や環境、防災、生物多様性、さらには人々の交流の空間となるなど、多様な機能を有する都市の根幹的施設であり、これまでも多くの皆様にご利用いただけてまいりました。

また、現在のようなコロナ禍におきましても、緑のオープンスペースである都市公園の適正利用は、心身の健康を保つことにも役立つものと考えており、実際にそういった目的で来園されている方々がいらっしゃることも聞いております。

このように、多くの皆様に親しまれ、魅力のたくさん詰まった都市公園でございますが、近年、利用者のニーズが多様化する中、施設の老朽化も進行するなど、その魅力を十分に発揮できていないという状況も散見されているところでございます。

このため県では、都市公園の魅力をより高めるため、その質や利用者の利便の向上を図る民間活力の導入に向けた検討を行うことを目的として、本委員会を設置させていただきました。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

本日は第1回目の委員会となりますので、委員の皆様を御紹介いたします。
なお、皆様におかれましては、既に委員に御就任していただいております。
それでは、御紹介をさせていただきます。
作新学院大学女子短期大学部教授の青木章彦 委員です。

(委員)

青木でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局)

公益財団法人 栃木県民公園福祉協会理事長の熊倉一臣 委員です。

(委員)

熊倉です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

宇都宮大学地域デザイン科学部教授の中村祐司 委員です。

(委員)

中村祐司です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

日本公認会計士協会 栃木県会副会長の福田栄 委員です。

(委員)

福田栄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

一般財団法人 公園財団 常務理事であり、横浜市立大学大学院 客員教授の町田誠 委員
です。

(委員)

おはようございます。
国土交通省では公園緑地景観課長をしておりました町田です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

以上の皆様が当委員会の委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
では早速ですが、事務局から当委員会の運営等について御説明させていただきます。
お手元の「栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員会規約」を御覧願います。
当委員会の目的としましては、第1条にあるとおり県営都市公園の魅力向上を図るため、

公募設置管理制度いわゆる Park-PFI のことを指しますが、これを含む民間活力の導入に係る基本構想策定に向け、専門的見地から御意見をいただくことを目的としております。当委員会の運営につきましては、第4条に定めのあるとおり、委員会の互選により選出した委員長を置き、委員長は委員会を統括し、委員会を代表します。また、委員長が予め指名する委員が、委員長に事故があった場合にその職務を代理することとなります。次に第6条に定めのあるとおり、委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となります。また、会議は原則として公開し、議事録についても県ホームページで公開いたします。

以上でございます。

このような運営をさせていただきたいと思っております。これに関しまして何か御意見等ございますでしょうか。

(委員)

ございません。

(事務局)

ありがとうございます。

続きまして「委員長の選任について」、事務局から説明させていただきます。

委員長の選任につきましては、規約第4条第2項の規定により、委員の互選により委員長を定めることとなっております。

では、委員の皆様、御意見等お願いいたします。

(委員)

私から御提案させていただきたいと思っております。

栃木県都市公園指定管理者選考委員会の委員長なども歴任され、栃木県の都市公園の事情にたいへん御詳しい青木章彦委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま中村委員から、青木委員に委員長をお願いしてはかがかとの御提案をいただきました。皆様の御意見はいかがでしょうか。

(委員)

特にございません。

(事務局)

特に御意見等がないようでございますので、それでは中村委員から御提案のございましたとおり、青木委員が本委員会の委員長ということで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

ございません。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、たいへん恐れ入りますが青木委員におかれましては、委員長をお引き受けいただくということで、よろしく願いいたします。

では、青木委員長、委員長席の方へお願いいたします。

(事務局)

ここで、青木委員長から御挨拶をお願いしたいと思います。

(委員長)

ただいま、委員長にご推薦いただきました青木でございます。どうぞよろしく願いします。これから皆様方の御協力をいただきまして、栃木県の都市公園について皆さんと議論していきたいと思っております。今回、民間の力の活用方法ということで、Park-PFIを念頭に置きながら進めていきたいと思っております。一番のポイントは、都市公園の魅力向上でして、賑わいをいかに増やしていくかということがポイントになります。皆様の専門的見地からご意見をいただき集約して、より良い提案をして参りますのでどうぞよろしく願いします。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、規約第4条第4項により委員長が委員長代理を指名することとなっております。

委員長、いかがいたしましょうか。

(委員長)

それでは、委員長代理として行政学が御専門で「総合スポーツゾーン全体構想策定検討委員会」委員等も歴任された中村委員にお引き受けいただければと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員)

異議ございません。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、中村委員におかれましてはよろしく願いします。

(委員)

御指名でございますのでお引き受けさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、ここからの進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしく申し上げます。

(委員長)

はい。はじめに、会議録署名委員を御指名したいと思います。

今回は、熊倉委員と福田委員にお願いしたいと思います。後日、事務局から本日の会議録をお渡しいたしますので、御確認、御署名をお願いいたします。

では、さっそく、議事に移りたいと思いますが、議事毎に質疑という進め方がよろしいですか。事務局はいかがですか。

(事務局)

はい。議事の(1)と議事の(2)は相互に関連がございますので、一括して説明させていただきたいと思います。

(委員長)

わかりました。議事の(1)と議事の(2)に関しては一括して説明をいただきまして、質問は議事の(3)以降について議論いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、次第の6 議事の(1)「民間活力導入に係る基本構想策定に向けた業務フローについて」、及び、議事の(2)「民間活力導入に係る基本構想について」、を併せて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。着座にて説明させていただきます。

それではお手元の資料の1 ページ資料1をお開きください。

まず、民間活力導入の検討を行う公園は、次に挙げる8公園になります。

- ①栃木県総合運動公園
- ②井頭公園
- ③鬼怒グリーンパーク
- ④栃木県中央公園
- ⑤那須野が原公園
- ⑥みかも山公園
- ⑦日光だいや川公園
- ⑧とちぎわんぱく公園

なお、日光田母沢御用邸記念公園につきましては、国に提出した保存計画において、公益財団法人栃木県民公園福祉協会が管理することが明記されているため、今回の対象外としています。

次に、業務フローについて説明いたします。

民間活力の導入に係る基本構想の策定するため、机上調査、指定管理者への事前アンケ

ート調査、民間事業者への事業発案に係るサウンディング調査を実施後、民間活力導入に係る公園の評価を実施し、基本構想の作成を行います。

机上調査、指定管理者への事前アンケート調査については、令和3年10月に実施しています。

また、民間活力導入に係る評価の中から、公募設置管理制度（いわゆる Park-PFI）導入の適性が高いと判断された公園については、現地調査や公園利用に係るアンケート調査を実施した上で、公募時に必要となる公募設置等指針（案）の作成を行います。

なお、いわゆる P-PFI の導入について複数の公園で、その適正が高いと判断された場合、まずは先行して2公園程度に導入していければと考えています。

また、今回検討する公募設置管理制度（Park-PFI）は、公園の一部区域への導入を想定しております。公園全体への導入は想定しておりません。

当委員会の開催時期は、業務フローの右側に記載しています。

本日の委員会で今後実施する「民間事業者への事業発案に係るサウンディング調査」「公園利用に係るアンケート調査」や「公園の評価基準」についてご意見を頂戴したいと思っております。

二回目の委員会につきましては、公園の評価（案）をについて、三回目の委員会については、民間活力導入に係る基本構想（案）について、ご意見を頂きたいと思っております。

議事の（1）の説明は以上となります。

続きまして、議事の（2）「民間活力導入に係る基本構想について」、説明をさせていただきます。

それではお手元の資料の2ページをお開きください。

民間活力導入に係る基本構想の一覧を記載しています。

横軸が各公園で、縦軸が各項目別となっております。

大項目として、公園の基本情報、現状の課題、民間活力を導入したイメージの順に整理します。また、民間活力により補う事業の詳細につきましては、公園ごとに次の3ページから4ページの通り整理します。

お手元の資料には、開園時公園のコンセプトまでまとめた資料をお配りしています。

以下の項目については、「指定管理者への事前アンケート」や「民間事業者への事業発案に係るサウンディング調査」、及び「公園利用に係るアンケート調査」の結果から、整理を行っていきます。

説明は以上となります。

（委員長）

ありがとうございました。ただいま（1）と（2）につきましては説明がございました。今の説明で、何か疑問点等ございましたらご質問等お願いしたいと思います。何か御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

また何かございましたら戻ってご質問等いただけたらと思います。

それでは続きまして、議事の（3）サウンディング調査の実施計画（案）について、事務

局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。それではお手元の資料の5ページ資料3-1をお開きください。

1. 本調査の目的につきましては、民間事業者から、公園の魅力向上に関するアイデアや各公園への民間活力導入の可能性、また Park-PFI 手法での参画意向を把握することになります。

2. 調査の実施方法については、民間事業者への調査に関する負担を軽減し、幅広く意見を徴収することができる「Web アンケート調査形式」を採用します。

具体的には、「Microsoft Forms」と、アイデアの詳細についてはワードファイルでの回答・提出をする方法を併用して調査を実施します。

3. 調査の周知方法は、以下の6通りです。

①栃木県 HP への掲載

②「栃木県産業振興センター」及び「とちぎ地域企画応援ネットワーク」から各企業への周知依頼

③公園所在市町への周知

④新聞への掲載、記者クラブへの投げ込み

⑤指定管理者への周知

以上の5通りとなります。

4. 調査スケジュールにつきましては、11月15日から30日までの2週間半を予定しています。

5. 調査項目は、1) フェイスシート、2) 民間活力導入が可能な公園について、3) Park-PFI 導入の可能性がある場合はその事業アイデアについて、以上の内容を設問しています。

設問リストは、資料の7ページから12ページに記載しています。

説明は以上となります。

(委員長)

それでは、ただいまの説明に対しまして、皆様から御意見、御質問がございましたらお願い致します。

(委員)

この制度が始まってから3年以上たっているのに、民間事業者様から問い合わせが、公園管理者の方にあつたと思います。

問い合わせがあつたか、またそういう民間事業者に今回のサンディング調査について連絡するのかについて、教えていただきたいです。

(事務局)

これまでも、民間事業者の方から、問い合わせ等がありました。

これらの民間事業者に対しては、個別に案内をする予定で考えています。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

わかりました。

(委員)

公募型マーケットサウンディングの場合、営業のノウハウに係る部分を本音で話してくれないのではないかと懸念を抱いております。また、委員会においても、公にできるものとできないものがあると思います。

アンケート調査概要に守秘義務的に係る一文をいれておけば、民間事業者が安心するのではと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

ご意見を踏まえまして、アンケート調査実施する際の依頼文に、注意書き等を検討したいと思います。

(委員長)

お願いします。その他いかがでしょうか。

(委員)

Park-PFI と設置管理許可制度の民間収益施設の違いは何ですか。

(事務局)

制度上は、Park-PFI は公募するところが大きく異なります。

(委員)

少し付け加えさせてください。

設置管理許可の仕組みは都市公園法の中にあつて、民間事業者でも公園施設を公園管理者から許可を得て出来るというもともとある仕組み。

Park-PFI は、その仕組みを使って、事業計画を公募し、特定した民間事業者の事業計画に対して規制緩和や予算措置等も含めたような仕組みです。

(委員長)

アンケートする際は、先生が説明頂いた内容を箇条書きにして加えた方が良いでしょうか。

(委員)

全国で 108 くらいの事例がありますので、民間事業者の皆様は、Park-PFI 制度について理解されていると思います。

今日お配りしている国交省の資料を添付するというのは有効だと思います。

(委員長)

では、資料を添付することをお願いします。

(事務局)

はい。分かりました。

(委員)

設問項目 No.7 と No.8 について、8 公園のうち Park-PFI またはその他の民間活力手法の導入可能性のある公園を全て選択させるようになっているが、優先順位付けをさせてみてはどうかと思う。

(事務局)

順位付けも可能だと思いますが、事務局としては、8 公園に対して民間事業者に参加して頂ける可能性がどのくらいあるのかを把握したいと思っています
順位付けでもできると思いますので、頂いた意見を参考にとりまとめたと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。

(委員)

参考にさせていただければと思います。

(事務局)

わかりました。

(委員)

確認なのですが、設問項目 No.12 は複数回答可能でしょうか。

(事務局)

複数選択可能です。

(委員)

設問項目 No.14 は、選択肢を設けた方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

「後日回答可」との記載があるが、これはどういうことなのか。

(事務局)

今回サウンディング調査を実施するにあたり、設問を整理していったところ、設問項目数が多くなってきていたため、一度に回答してもらうことが難しいと考えています。

また、(Word ファイルの) 設問項目 No.1 から No.10 は、各公園でのアイデアの詳細な部分を聞くこととなりますので、回答に時間を要することが考えられるため、後日回答を頂く調査方法を用意しました。

(委員)

わかりました。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

全国的には 100 箇所程度の事例があるようですが、栃木県は初めということで、今回のアンケートは非常に重要だと思います。

内容は非常に沢山で、9 ページ下段から 10 ページにかけての内容は、かなり踏み込んだ内容ですので、民間事業者が回答する時に、担当者として答えられる部分がある一方で、9 ページ下段からのように経営判断を要する回答もあり、これらはアンケートで答えるのは難しいのではないかと思います。

担当者ではなく、直接経営判断の出来る方にヒアリングしないと、成果のある回答が得られないのではないかと思います。

中身はこれで良いが、意見の取り方を工夫した方が良いと思っています。

(事務局)

意見聴取の方法については、今のご意見を参考として検討させていただきます。

(委員長)

例えば、他の自治体ではどのようにしているのか。

(事務局)

他事例について、簡単に紹介させていただきます。

今回、栃木県として最初の取り組みになりますので、この段階で必ず参画出来るという民間事業者はほとんどいない状態だと思っています。どちらかというところ、やりたいと思っているけどこういうところがネックになる、そもそも関心がないという所を確認するのが今回の調査で把握できる内容になると思います。

そういった中で、どんな民間事業者の投資の可能性があるのかとかを確認できればいいと思います。

今後、実際に事業をやりたいと思う民間事業者には個別にヒアリング等を進めていく必要があると思っています。

まずは、8 公園の中から、公募段階で民間事業者から投資をしてもらえる公園を選択し、

そこで投資したいと思っている意欲ある民間事業者に、詳細にヒアリング等をしていくという調査計画が考えられます。

ほかの事業においても、まずアンケートによって可能な限り内容を聞いてしまうことが一般的です。その中で投資意欲が高い企業には、後で個別に補足ヒアリングをして、こういった条件であればもっと参加しやすくなるのかを積極的に聞いていきますので、今回もそのような手順で進めていければと思っています。

(委員)

栃木県として、Park-PFI をどう取り組んでいくかを、民間事業者側に伝えられていない状況で、いきなりアンケートを実施されても、民間事業者側としては答えようがないという印象です。

「栃木県はこう考えています」という具体的な県の考えを示してはどうか。栃木県の考えが伝わらないまま民間事業者に意見をきいても、一般的な設問は別として、投資規模や具体案まで回答を求めるのであれば、ある程度県の考えを示す必要があると思います。

(委員)

私も数多く Park-PFI の実際の公募に携わっているのですが、サウンディングを踏まえてそれを評価して、いくつかある県営公園のうち、この公園で Park-PFI を実施しますという形を取っているところは、あまり聞いたことがない。

一般的には、民間事業者からいろんな可能性の話聞いた上で、ここの公園に PFI の導入を実施することを決めることが多いですね。

今回は、書ける所まで書いてくださいというアンケートになると思いますが。このようなアンケートで、最後に評価するのは、技術的な難しさはあると思います。このように分析的にやるのは難しいのではないかという気がします。

(委員長)

質問ですが、先生は多くの事例をご存じだと思いますが、一般的に行政の方からこの公園で Park-PFI を実施しますと、最初から公園を決めていく方が一般的なのでしょうか。

(委員)

そちらの方が、一般的だと思います。

勿論、対象公園を決める時、行政として県民に聞いたり、議会に説明したりと調整は必要だと思います。

答えやすい設問に回答があっただけのアンケートが集まった時に、評価・採点するのは、直感的作業になってしまうのではないかと思います。

(委員)

何でもやっている大手企業もいいと思いますが、地元を知っていて、地元の公園でこれをやったらみんなに喜ばれるとか、これをやったらいいのにと知っている地元企業に多く参入して頂いてもいいと思います。

栃木県と同じ規模でやっている成功事例などを周知して、アンケートに臨んだほうがい

いのではないか。成功事例を掲載してもよいのではないだろうかと思います。

(委員長)

いかがですか。

(委員)

私も今、お二人の意見に共感します。

9 ページ以降、10 ページ当たりの全て必須回答ではないですね。聞き出したいという思いとは乖離していると思います。

経験はないけれど、公共的に実施してみようと考えている企業が落ちてしまうような気がします。

(委員長)

意見をまとめさせていただくと、今回のアンケートの取り方を工夫した方がよいのかなという気がしました。

まずは、Park-PFI がどういうものを明確にすること、成功事例を明示すること、さらに質問内容については、もう少し精査をした方がよいのではないかと思います。

特に、二段階式で調査を実施し、かつ 8 公園で回答が欲しいとするならば、かなりボリュームがありますので、質問内容を工夫した方がよいのではないかと思います。

また、最終的に 2 公園程度に絞りたいということですので、そこに行くような道筋を、もう少し明確にした方がよい気がします。

事務局はいかがでしょう。

(事務局)

事務局としましても、他県で複数の公園を一度にサウンディング調査した事例があまりないことは把握しておりまして、事例が少ないが故にサウンディング調査の方法については、悩んだところであります。

今頂いたご意見を基に、検討したいと思います。

(委員長)

各委員の皆様いかがですか。

(事務局)

今回は、栃木県に Park-PFI を導入するにあたり、どこの公園に Park-PFI を導入するかという点について、民間事業者の意向を参考にしたいと考えています。そのため、サウンディング調査を初めに実施しようと考えたものです。

頂いたご意見については、持ち帰り検討致します。

(委員長)

一般的なサウンディング調査というよりは、予備的なサウンディングという意味合いが強いのでしょうか。

(事務局)

一般的なサウンディング調査は、もっと踏み込んでアイデアに対して質問しますが、まずは意向確認を行いたいと考えておりました。このため、二段階で調査実施することを考えていました。

(委員長)

事務局より説明がありました。

(委員)

きっと、県としては、Park-PFIを導入する公園については、考えがあるのだと思います。今回、民間企業の意向を確認した上で、まずは先行導入する2公園程度を抽出するというのはいいと思う。後は、今回のサウンディング調査でどこまでのデータを収集するか、こういった評価をするかという点は、議論があると思います。一方で、冒頭のスケジュールにありますように、来年度には、公募設置等指針を公表して、再来年度には、基本協定を締結していきたいということですから、このスケジュールで、民間事業者の意見を十分に把握できるのか、内容をもう少し考えた方がよいのではないかと。

(委員)

私も最初にやるアンケートとしては、民間事業者が提案する事業計画や具体的な事業内容に踏み込み過ぎている気はします。客単価であるとか、投資額についても触れているが、いきなり収益施設が作れるような答えを求めているので、今の段階でここまで聞く必要があるのかと思います。サウンディング調査の評価については分析的にやるのではなく、どういうものをやりうるかというような、大枠をきくことで、私は十分だと思います。一方、民間事業者が、指定管理者とPark-PFIを併用したいという意欲をもっているかということを確認した方が、より政策的な取り組みだと思います。単純に質問項目としては、収益事業の具体的な内容に踏み込み過ぎていると思います。

(委員長)

いかがでしょうか。

(事務局)

現時点では、指定管理者制度はそのまま継続していこうと考えています。Park-PFIで、このエリアでやりたいという提案があり、民間事業者が入ってきたとなれば、指定管理のエリアから除いて、指定管理者とPark-PFIの事業者が連携して公園運営をしていただくという形で考えています。

(委員長)

今の説明いかがでしょうか。

(委員)

Park-PFI は、当初は完成している公園に、カフェ・レストラン等を建てましょうというような形でスタートをしています。

しかし、今では指定管理者の公募に合わせて、Park-PFI の公募も同時にかけるなど、民間事業者の創意工夫がしやすいように制度運用が向かっています。

指定管理と Park-PFI は Park-PFI を完全に独立させたものにする、両者の間の業務の調整がついてまわることになる。指定管理者制度と Park-PFI を統一しようとする、Park-PFI は一般的に 20 年なので、Park-PFI をとった企業が、3 年か 5 年後に一旦別の手続きである指定管理者に公募して初めて 2 社が事実上一致するというスタイルになる。

両方一緒に公募するというのが、今の制度運用の姿であるように思います。

指定管理と Park-PFI が別々の運用でいけないということではないのですが。

(委員長)

ありがとうございました。

事務局としてはそのまま進みたいということですが、今日の委員会の意見を受けて、調査内容等を精査して頂くことは可能でしょうか。

(事務局)

指定管理者制度と Park-PFI を併用して、同時に公募をかけるやり方もあるかと思えます。今の段階では、当初の予定通り今の形で進めさせていただいて、今後の調査結果も踏まえ、民間事業者の意向等も聞きながら、どういった方法がいいのか、必要に応じて、軌道修正していこうと思えます。

(委員長)

これまでの意見をまとめてみますと、県の意見としては、現行の指定管理者制度と Park-PFI を別々でやりたいということです。その上で、最終的に Park-PFI を導入する 2 公園選定するための意向調査で良いかという点を、委員の皆様にお聞きいたします。

いかがでしょうか。

(委員)

試行錯誤しながら、進めるということですね。

(委員)

まずは 2 公園導入したいというのが県の考えで、その後順次拡大していきたいということですね。

(委員長)

では、各委員の意見を参考にして、調査内容の精査を再度して頂いてよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

精査できましたら、各委員へ精査した調査内容を報告いただけますでしょうか。

(事務局)

わかりました。

(委員長)

では、続きまして、議事の(4)アンケート調査の実施計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。それではお手元の資料の13ページ資料4-1をお開きください。

本調査の目的は、サウンディング調査の実施結果より、民間活力導入の可能性が高い2公園の中から、公募設置管理制度導入の適性が高いと判断された公園について、利用実態、ニーズ及び民間事業者から提案のあったアイデアに対する評価を把握することを目的としています。

調査の実施方法は、「Web アンケート調査形式」を採用します。

調査対象は2通りです。

1つは、①調査会社の登録モニターに対して、WEB上で調査を実施するものです。

モニターの抽出条件は、栃木県民の男女です。下の表1のとおり目標サンプル数を合計600としています。

モニターの各年代は、10代から20代を120サンプル、30代から50代を300サンプル、60代以上を180サンプルとしています。

各年代のサンプル数は、600サンプルに各年代の割合をかけたものです。

もう1つの調査方法としては、②公園来場者に対して、QRコードを掲示し「Web アンケート調査」への参加を促して、調査を実施するものです。

調査期間は、令和3年12月下旬から令和4年1月のうち、2週間程度を予定しています。

調査内容は、スクリーニングパート、対象公園における利用状況、ニーズ、提案があったアイデアについて設問しています。

設問リストは、資料の15ページから18ページに記載しています。

説明は以上となります。

(委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、皆様から御意見、御質問がございましたらお願いいたし

ます。

(委員)

調査の対象は、あくまでも栃木県民ということですね。
スクリーニングパートの設問の中に、栃木県とその他がありますが、調査をかけるときに、栃木県以外の方がサンプル数に入っているということですね。そもそも県内に絞った方法で調査がかけられなののでしょうか。

(事務局)

この設問リストは、調査会社を通して実施する WEB 調査内容で、調査会社に登録しているモニターに、アンケート調査をとって行く形になります。今回栃木県在住という方にターゲットを絞って、調査をかけていきますが、中には栃木県在住でない人も入ってしまうことがあるので、まずは県内か県外かで選択して頂き、県外の方には、それ以降の調査が進まない形になっています。
今回は、栃木県在住者のサンプルを 600 人分回収することで計画しています。

(委員)

分かりました。

(委員長)

公園来場者について、同様の調査をかけるのですか？

(事務局)

公園の利用者については、県内、県外の両方が存在すると考えており、具体的にどのような方法で調査を実施するかは検討しているところです。
今回は、調査会社で実施する設問リストについて意見を頂きたく説明させて頂いていたところです。

(委員長)

WEB 調査については、600 サンプル回収するまで実施するということがよいのでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りです。

(委員長)

公園来場者に対するアンケート調査は、県外からの利用者もありますので、検討してください。

(委員長)

他にありませんでしょうか。

(委員)

よろしいでしょうか。

一人の方が、何回も回答してしまうことはないのでしょうか。防止策などありますでしょうか。

(事務局)

機械的に防止する対策は技術的に難しいので、注意書き等で「二重投稿ご遠慮ください」と、お願いする注意書き等に記載していきたいと考えます。

(委員長)

是非、工夫して下さい。

(委員長)

他にありますでしょうか。

(委員)

アンケートのボリュームも多いので、回答する人は大変であると思っています。利用のところまで回答してくれるのか、意向がちゃんと伝わってくるのかという心配があります。

(委員長)

それでは、アンケートについてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長)

続きまして、議事の(5)に移りたいと思います。

民間活力導入に係る公園の評価基準(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。それではお手元の資料の19ページ資料5をお開きください。

民間活力導入に係る公園の評価基準(案)の目的ですが、

8公園のコンセプトや課題、指定管理者への事前アンケート調査サウンディング調査実施結果に対し、「民間活力導入に係る公園の評価基準」を基に8公園を評価し、民間活力導入の可能性の高い公園の中から、Park-PFI導入の適性を評価することを目的としています。

公園の評価項目を表1に示しております。各評価項目をAからCの3段階で評価します。必須項目の評価項目1は「収益事業への参入意向」とし、民間事業者からの収益事業の提案また参入意向があるかについて評価します。

必須項目の評価項目2は「コンセプトとの整合」とし、民間活力により導入する機能・施設が、当該公園のコンセプトと合致しているかを評価します。

評価項目3は、公園の「市場性」とし、複数の民間事業者からの参画意向がどのくらいあるかを評価します。

評価項目4は、「公園の課題との整合」とし、公園の課題を改善するまたは課題解決に係る事業内容を評価します。

評価項目5は、「公園利用実態との整合性」とし、民間活力により導入する機能・施設が、当該公園の利用実態と合致しているかを評価します。

評価項目6は、「現在の管理運営手法との比較」とし、現在の運営手法（指定管理者制度）では実現できない内容か否かを評価します。

評価項目7は、「地域との連携・地域への貢献」とし、所在市町との連携や活性化が見込まれるか、地元企業の参画が見込まれる内容か否かを評価します。

20ページの表2をご覧ください。

配点は、評価項目1が30点、評価項目2が20点、その他評価項目が各10点とし、合計で100点となります。

また、評価項目1、2までが必須条件（参加条件）とし、どちらかがABC3段階のC評価であった場合は、以降の評価を行わないこととしています。

評価項目1が「B評価」つまりソフト事業のみの提案だった公園は、Park-PFI以外の民間活力導入を検討します。

説明は以上となります。

（委員長）

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、各委員から御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

（委員）

まず、評価は、各委員が個別に評価するというやり方なのか、事務局で評価するやり方なのか、どちらになるのでしょうか。

（事務局）

評価は、事務局でサウンディング調査結果を元に評価し、それを委員の方々に説明した上で、ご意見を頂くことを考えています。

（委員長）

点数は、事務局で付けるというイメージでよいですか。

（事務局）

案として、点数は事務局で付けます。

（委員長）

いかがでしょうか？

(委員)

わかりました。

一方で、評価方法として、評価の基準まで定めてやっていくということが、いいのか疑問があります。

例えば、評価項目6「現在の管理運営手法との比較」は、現在の指定管理者制度では実現できない内容かという評価で、出来れば0点、できなければ10点を配点すると思います。現在の指定管理者制度でできないということは、管理許可をとるという前提条件に立てば、できないことはほとんどないはずで。よって、この評価項目6は、今の公園管理制度から考えるとあまり意味のない項目だと思います。

また、評価方法として、評価項目3以降の市場性、公園の課題との整合、利用実態との適合性、地域との連携・貢献この4項目位を、委員それぞれの考えによって採点するのもよいと思います。

(委員長)

事務局お願いします。

(事務局)

今ご意見がありました手法を含めて、評価方法を再度考えていきたいと思えます。

配点を定めると、数字で表せないところを数字で表そうというところに無理があるということですので、一度事務局の中で検討させていただきます。

(委員長)

検討して頂きますので、よろしいでしょうか。

(委員)

結構です。

(委員長)

先ほど、指定管理者制度の中で、できるのではないかというご意見がありましたが、それは、指定管理者制度の自主事業の中でできるのではないかという意見ですか。

(委員)

Park-PFIという言葉が出てきていますけれども、もし栃木県が、現指定管理者に設置管理許可を出せば、基本的にやれないことはないはずで。評価項目6は、現在の指定管理者制度では実現できない内容かという評価ですけど、答えようがないということです。新たに設置管理許可をとらないとできない内容かどうかというならば、わかるのですが。

ただ、指定管理者に対して、新たに設置管理許可を出すことは珍しいことではなくなっているんで、新たに設置管理許可を認めるならば、評価項目6の質問自体が成り立たないと思っています。

(委員長)

では、この評価項目についても、事務局で再検討をお願いします。

(委員)

Park-PFI の一番の売りは、民間事業者が、カフェ等の収益事業の収益を、カフェ以外の本来は行政が用意すべき公共施設の整備・運営にあてるところだと思っています。民間事業者も収益を上げられますが、県においても財源の面で意味が大きいと思います。そう考えると、評価項目2の「コンセプトとの整合」は大切なので、評価項目1、2の配点を30点、30点、もしくは個人的には逆転してもいいのだと思うのですが。それが無理でしたら、同じ配点にしたほうがいいのではないかと思います。

(委員長)

配点については、事務局で検討してください。

(事務局)

はい、わかりました。

(委員)

私は、この段階で調査結果を数値で表し、8公園をランキングするような評価の方法には、違和感があります。

この評価方法は、来年度予定している事業者選定の段階で、実施するような内容に思えます。今回は、栃木県が Park-PFI を導入する2公園を検討することを目的としているはず。

現時点で、8公園を評価して、評価が B、C だった公園については Park-PFI 以外の民間活力を導入すると書いてありますが、今決めてしまうことなのではないでしょうか。今検討している基本的な目的は、Park-PFI を先行して導入する2公園程度を選定し、そこに民間事業者を呼び込むことだと思います。将来的には制度が変わっていくことも考えられ、今全ての公園の取扱いを決めてしまうことはないと思います。

委員会の流れと、評価の結論がずれているように思えます。

(委員)

私も只今のご意見に賛同したいです。

この評価方法は、事業者選定に近いと思います。

委員会が設定されているので、委員によって、民間事業者の計画案を評価して、8公園の中でこれとこれとやってみようかと、ある程度定性的に評価してもいいと思います。

採点基準を決めて評価した結果が、いい結論に導けるとは限らないと思います。

実際に、私も事業者側に立つ場合があります。その経験で言うと、公募の締め切りの日まで、応募するか分からない。その時点で作成した収益事業の提案は、破棄される可能性が高い部分がたくさん含まれている。そのことを前提に考えると、この評価方法のように、配点決めて、採点基準決めて評価するという方法には違和感があります。

このようなやり方は、これまで私が携わってきた中では経験がない。他で事例があるか

は分かりませんが。

(委員長)

事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

実施方法につきましては、ご意見いろいろ頂きましたので、事務局で検討させていただきます。

(委員)

8つの公園の中から、2つの公園に Park-PFI を導入するとした時、栃木県として対外的な根拠の説明に、数値を用いることは考えられることだと思います。

Park-PFI を何故ここに導入するのか、何故こちらでやらないのかという栃木県の説明として重要な要素になるという理解もあると思います。

(委員)

私も説明責任を果たすための、採点付けというのはいいと思います。ただ、この配点と採点基準でやった時に、最適な公園が選定されるのか疑問があると思っています。

この評価方法で採点すると、80点、75点、69点となった時、予め決めた評価項目で測れない内容があり、それを加味すると3番目の69点の方が最適なのではないかという結論にならないような枠組みになっているのか疑問です。

実際に、民間事業者の選定時にも、予め配点等を定めれば定める程、点数で測れない部分への対応が難しくなるというのが現実だと思っています。

そういうリスクがあるということも前提に考えてもらいたいと思います。

(委員長)

点数付けや委員会の役割なども含めて、事務局に検討頂きたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員)

今回、民間事業者や利用者の意見を聞いて上で、Park-PFI をどう導入していくか決めていくことが議論の中心になっているが、栃木県が Park-PFI にどう取り組む基本的な考えの説明がない。

今回、この資料だけ見ると、調査結果だけを踏まえて評価していく、県としての基本的な考えが抜けていると思います。

次回以降、県のスタンスを明確にした上で、Park-PFI 導入の取り組みを進めてほしいと思います。

(委員)

Park-PFIで20年程度の期間について事業を行うとなると、相当の覚悟がいると思います。栃木県内の公園を見てみますと、井頭公園も高速道路ができたり、総合運動公園も外環状線ができたりと、20年間で環境が大きく変わってしまうと思います。

69点だからダメとか、70点だからいいとかではなく、委員会の場で議論して決めていければと思います。

(委員長)

他にご意見ありますでしょうか。

様々なご意見が出ましたので、精査したうえでまとめていただければと思います。よろしくをお願いします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

それでは、この後の進行については事務局にお返しします。

委員の皆様におかれましては、ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。

本日いただいた貴重な御意見を踏まえ、作業の方を進めてまいりたいと考えております。最後に事務局から、事務連絡がございます。

本日お配りした資料につきましては、お持ち帰りいただいて結構です。なお、お持ち帰りにならない場合は、事務局で回収いたしますのでお席にそのまま置いていただいて結構です。

次回の委員会日程につきましては、今般行うサウンディング調査の結果を踏まえ、後日、あらためまして日程調整等の連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

何か御質問等ございますでしょうか。

特に御質問等がないようですので、本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきます。皆様、本日はたいへんありがとうございました。